

## 漁港施設等活用事業の実施に関する計画（実施計画）の認定について（公表）

淡路（洲農）第 1952 号  
令和 7 年 8 月 29 日

丸山漁港管理者  
兵庫県知事 齋藤 元彦

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 43 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり丸山漁港に係る実施計画を認定したので、同法第 43 条第 3 項の規定に基づき公表する。

### 記

#### 1 認定を受けた者の氏名又は名称

株式会社 まるやまと

#### 2 認定計画の概要

別紙のとおり

#### 3 実施計画の縦覧の結果

##### 3-1 縦覧期間及び縦覧場所

令和 7 年 8 月 19 日（火）から 8 月 26 日（火）まで

兵庫県農林水産部水産漁港課、兵庫県淡路県民局洲本農林水産振興事務所  
及び兵庫県ホームページ

##### 3-2 意見書の処理の経過

意見書なし

#### 4 認定の理由

申請者の計画書が事前に公表していた「確認・審査項目」の全ての項目を満たしており、管理運営体制、経営的基礎について問題ないことが確認されたため。